

平成 2 5 年 6 月 2 5 日

第 3 回 廿 日 市 市 議 会 追 加 議 案 説 明 書 ( そ の 2 )

( 第 2 回 定 例 会 )

廿 日 市 市



(議案第71号)

工事委託契約の締結について

(施設整備課)

1 提案の要旨

廿日市市駅前地内において施工する廿日市駅南北自由通路等新設工事の委託契約を締結しようとするものである。

2 委託契約の内容

(1) 工事内容 廿日市駅南北自由通路等新設工事

都市施設

南北自由通路 一式

公衆トイレ及び付帯設備等 一式

(2) 委託金額 631,538,000円

(工事に係る実施設計費を含む。)

(3) 受託者 広島市東区二葉の里三丁目8番21号

西日本旅客鉄道株式会社

執行役員広島支社長 杉岡 篤

(4) 工期 議決の日の翌日から

平成28年3月31日まで

3 根拠法令

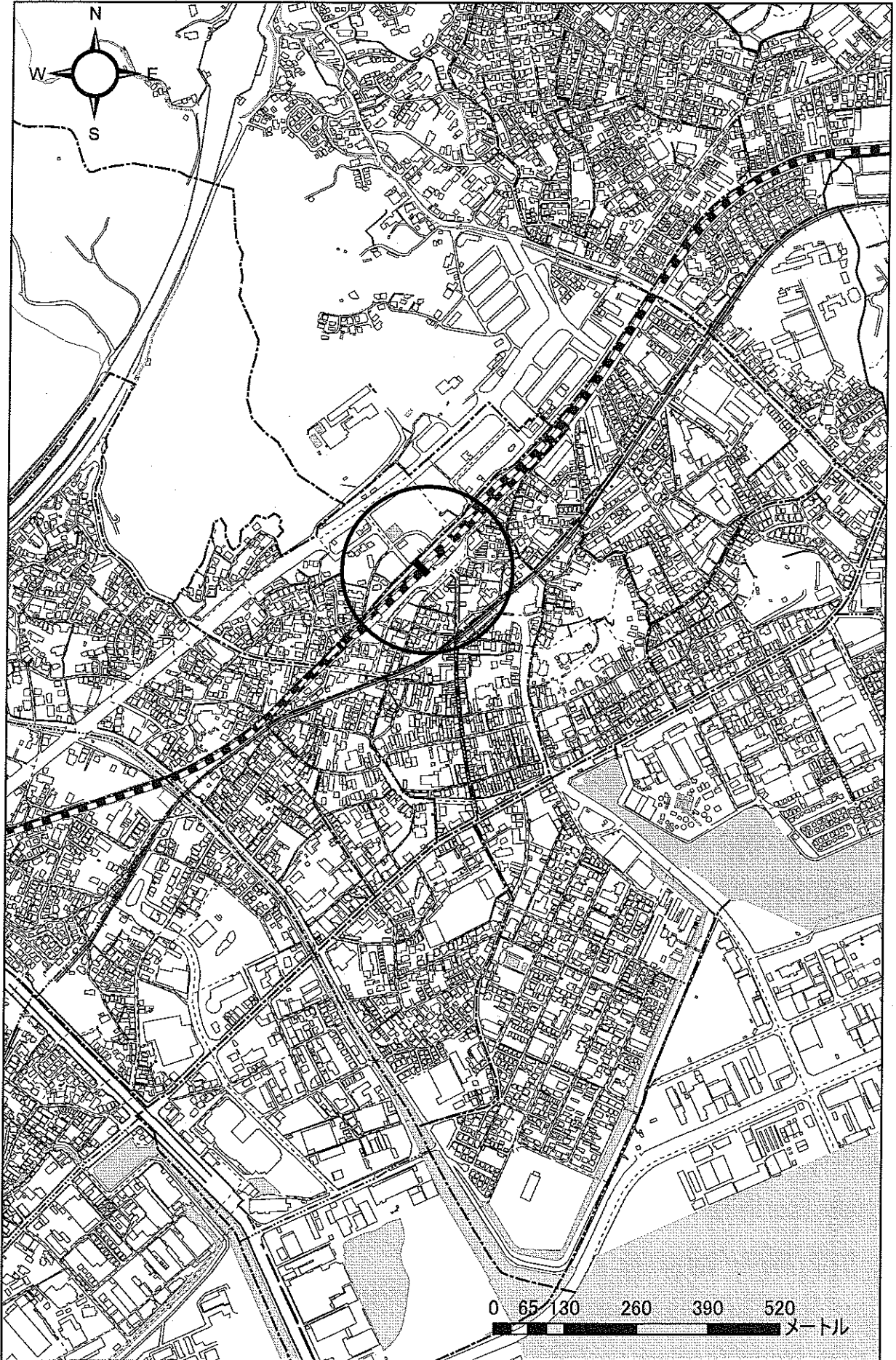
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号

の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。



# 位置図





# 計画平面図

自由通路 延長  $L = 80\text{ m}$  幅員  $W = 6\text{ m}$  (0.5-5.0-0.5)

